

諮問の趣旨

（諮問の趣旨）

昨今、都内の繁華街、観光地、河川敷等における散乱ごみが増加し、一部地域で社会問題化しているため、散乱ごみの発生を抑制するとともに、適切な処理と資源化を促進する方策について諮問する。

（検討いただきたい事項）

次の1及び2について、概ね2030（令和12）年頃を想定した政策の方向性及び施策の枠組み構築の2つの視点でご検討いただきたい。

- 1 街の美化推進に向けた、散乱ごみに関する政策の方向性
- 2 具体的な施策の実行に向けた社会的枠組み

（背景）

- 我が国では、循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会の構築に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律、その他各種リサイクル法に基づき、廃棄物の適正処理やリサイクルの枠組みを整備し、各種施策を展開してきた。
- 特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の累次の改正により廃棄物処理に対する規制を強化した結果、自治体や企業などの組織的取組が進展し、全国的に社会問題となっていた廃棄物の不法投棄が大幅に削減されるに至った。
- 一方で、コロナ禍を契機とする行動様式の変化や、地域ルールに通じていない観光客の増加などとも相俟って、近年、公共空地や路上でのごみの散乱が、一部地域で社会問題化している。
- 都はこれまで、東京都資源循環・廃棄物処理計画などに基づき、一般廃棄物処理や街の美化を所管する区市町村に対して、関係施策の実施に必要な技術的助言や財政支援を行うとともに、区市町村と都との共同検討会において、東京2020大会を見据えた街の美化対策等について議論してきたところである。
- 上記の社会経済状況の変化に伴い、東京都資源循環・廃棄物処理計画が目指す持続可能な資源利用の実現等の観点も踏まえ、再度、散乱ごみの発生を抑制するとともに、適切な処理と資源化を促進する方策を検討し、迅速かつ効果的に実施していくことが求められている。

（他の計画・戦略等との関係）

都は、本年３月、東京都資源循環・廃棄物処理計画を改定した。散乱ごみ対策を検討するに当り、同計画で示している資源循環施策の中長期的な方向性を踏まえて検討を進めていく必要がある。